

物価高騰融資借換信用保証料助成制度創設のご案内

本市では、物価高騰等により業績回復が遅れている中、据置期間終了により影響を受ける市内中小企業者等を支援するため、資金の借換にかかる信用保証料助成制度を創設します。

<制度概要>

| | |
|--------------------|---|
| 助成対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業振興特別資金（物価高騰緊急対策分） ・ 中小企業振興特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分） ・ 中小企業振興特別資金（原油・原材料価格高騰対策分） ・ 緊急経営安定特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分） ・ 緊急経営安定特別資金（原油価格高騰対策分） <p>令和5年3月31日までに実行した金沢市制度融資資金について、上記対象資金に借換し、信用保証料を納付した中小企業者等</p> |
| 助成経費 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日までの期間に実行された上記融資に係る信用保証料 |
| 補助率 及び 助成限度額 | <p>補助率 10/10[※]</p> <p>助成限度額 800千円（万円未満切り捨て）</p> <p>※ 信用保証料の額が400千円を超える場合は、 400千円 + (信用保証料 - 400千円) × 1/2で 積算した額を助成額（万円未満切り捨て）とします。</p> |
| 申込先 | 金沢市経済局産業政策課 |
| 必要書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 請求書 ・ 信用保証料計算書又は信用保証書の写し ・ 融資等実行証明書 ・ 本市が発行する納税証明書 （法人の場合：法人市民税、 個人事業主の場合：市民税・県民税） |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成対象以外の制度融資に係る信用保証料は対象となりません。 ・ 上記の資金別に借り入れがある場合は、1資金につき、それぞれ助成金の申請が可能です。 ・ 繰上償還により信用保証料が還付となる場合は、助成金の返還手続きが必要となるため、その場合は市へ必ずご連絡ください。 ・ 保証の付保等については、石川県信用保証協会の定めのとおりとします。 |

<お問い合わせ>

金沢市経済局 産業政策課

T E L : 076-220-2204

E-mail : sansei@city.kanazawa.lg.jp